

# 小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

(令和 7 年 4 月 1 7 日現在)

## 1. 共通

(1) 補助対象等 (交付要綱第 2 条別紙 1 関係)

(問 1-1-1) 令和 6 年度からの大きな変更点は何か。

(回答)

新たに、小型林業機械購入支援事業を新設しました。

(2) 交付申請関係 (交付要綱第 5 条関係)

(問 1-2-1) 交付申請の回数制限はあるのか。

(回答)

回数はありません。

(問 1-2-2) 交付申請期限はいつまでか。

(回答)

令和 8 年 1 月 3 1 日までです。ただし、申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。令和 7 年度の予算額は約 18 百万円です (森林環境譲与税補助事業全体の予算額)。

(3) 変更交付申請関係 (交付要綱第 6 条関係)

(問 1-3-1) 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

(回答)

以下のいずれかに該当する場合とします。

- ① 事業費の 3 割以上の増減
- ② 事業量の 3 割以上の増減
- ③ 事業内容 (施業種別) の追加及び廃止

なお、3 割に満たない場合にも変更交付申請により事業量及び補助金額の変更を申請することが出来ます。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第 7 条関係)

(問 1-4-1) 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから 30 日以内又は当該年度の 3 月 20 日までのいずれか早い日となります。

(5) その他

(問 1-5-1) 要望に基づいて予算配分するのか。

(回答)

先着順となります。申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。令和 7 年度の予算額は約 18 百万円です (森林環境譲与税補助事業全体の

予算額)。

## 2. 森林整備事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条別紙1関係)

(問2-1-1) 令和6年度からの変更点は何か。

(回答)

大きく2点あります。

1点目：全体に補助金額の見直しを実施した。

2点目：森林作業道事業について、幅員2.0mを追加しました。

(問2-1-2) ぼう芽整理とはどのようなものですか。

(回答)

ぼう芽整理は、良質なきのこ原木の育成のために、優勢ぼう芽以外を除去するものになります。

(問2-1-3) 除伐とぼう芽整理は同時に申請できるのか。

(回答)

可能です。

(問2-1-4) 除伐の程度は。

(回答)

目的外樹種(不要木)の除去・不良木の淘汰で基本は全刈りになります。

(2) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問2-2-1) 交付申請書の添付書類は何か。様式はあるのか。

(回答)

以下のとおりです。

①実施個所を示した図面

②現況写真

③森林整備届出書(別紙1)。

(問2-2-2) 森林所有者が森林整備を委託した場合に、申請主体は森林所有者と受託者のどちらが行うべきか。

(回答)

両者で調整をして、重複しないように申請してください。

(3) 補助対象等関係 (交付要綱第2条関係)

(問2-3-1) 間伐をする際に玉切り、集積までしなければならないか。

(回答)

義務はありませんが、現場の状況等により安全に配慮する必要はあると思わ

れます。

(問 2-3-2) 補助をもらって伐採した木材の販売は認められるか。

(回答)

認められます。その際、協議会は関与しないので、事業者と森林所有者で相対で交渉してください。

(問 2-3-3) 測量は必要か。

(回答)

申請者には申請に係る事業地を確定させる責務があり、杭を打ち申請区域を明確にすること及び補助金額を算定するため、測量は必要です。測量を申請者自身で実施することが困難な場合、協議会でポケットコンパス等の貸し出しや測量方法の指導等を行いますのでご相談ください。

なお、測量は実績報告前までに行っていただき、重要な変更（面積の3割以上の増減、事業費の3割以上の増減）に該当する場合は、変更交付申請の手続きを行ってください。

(問 2-3-4) 枝打ちのみの実施は認められるのか。

(回答)

枝打ちのみでも対象となります。

(問 2-3-5) 作業道で対象となる行為は新設のみか。

(回答)

新設と改良を対象とします。なお、改良は幅員を0.5メートル以上拡張する場合を対象とします。

(問 2-3-6) 雇用保険等各種保険に加入しないといけない等の条件はあるか。

(回答)

ありません。各自で判断いただき、各自の責任において、必要に応じて加入をお願いします。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問 2-4-1) 実績報告書の添付書類は何か。また様式はあるのか。

(回答)

以下になります。

①事業完了後の写真

②実測図及び測量野帳

### 3. 安全対策事業

(問3-1-1) 補助対象者が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林家、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も対象となります。

※自伐林家：主に自分の持山で、伐採から搬出、出荷まで自力で行う林家

※自伐型林業者：適正規模の山林を確保し、毎年間伐生産しながら、長期的に経営を安定させる林業。

(問3-1-2) 事業体にも属していて、個人でも林業を営んでいるが、2件で申請できるか。

(回答)

どちらで申請していただいてもかまいませんが、使用者が重複しないようにしてください。申請書に使用者を記入する欄あり。

(問3-1-3) 時々しか現場に行かない事務職員も対象となるか。

(回答)

こちらでは特に明確な線引きは行いませんが、原則、林業現場における災害の防止のために行う事業ですので、例えばチェーンソーを使用しない職員を使用者としてチェーンソー防護ズボンを購入するなど、不要なものを購入することは避けてください。

(2) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問3-2-1) 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、秩父地域の店舗で購入に努めるようお願いいたします。

また、チェーンソー、刈払機を申請する場合は、伐木等特別教育修了証(写)、刈払機安全衛生教育修了証(写)の添付をお願いいたします。

(3) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問3-3-1) 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

購入した商品の写真や領収証等の支払いの事実、購入個数等の内訳がわかるものの添付をお願いします。

### 4. 小型林業機械支援事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条別紙1関係)

(問4-1-1) 令和6年度からの変更点は何か。

(回答)

ブレーカーを対象製品に追加しました。

(問4-1-2) レンタルとリースの違いは何か。

(回答)

レンタルは、レンタル会社が所有する機械を顧客に一定期間（比較的短期間の場合が多い）賃貸すること。

リースは、顧客が選択した機械をリース会社が購入し、顧客に対して比較的長期にわたり賃貸すること。

(問4-1-3) 補助対象経費は、具体的にどのような経費か。

(回答)

①レンタル

レンタル料、機械運搬費（レンタル開始時及び終了時に限る）、補償料。レンタル会社で料金体系等が異なっていると思いますので、交付申請の際には一度ご相談ください。

②リース

リース料。料金は、当該小型林業機械の月の稼働日数が当該月の半数を超えて稼働した月数を基礎として、月割りによって計算するものとします。当該月の日数については、日曜祝祭日を除いた日数とします。なお、稼働日数には、日曜祝祭日が実績として含まれます。

(問4-1-4) 対象となる小型林業機械はどのような考え方で設定されているのか。

(回答)

幅員 2.5 メートル程度以下の作業道で活用できる規模を想定して設定しております。

(問4-1-5) 対象機械を土木工事、治山工事、林道工事へ使用しても対象となるのか。

(回答)

原則、秩父地域の森林において、主伐や森林整備に活用することとします。

(問4-1-6) 秩父地域以外の森林整備に使用しても対象となるのか。

(回答)

原則、秩父地域の森林において、主伐や森林整備に活用することとします。

(問4-1-7) 対象機械にその他会長が認めるものとあるが、どのようなものを想定しているのか。

(回答)

秩父地域機械化 PT（プロジェクトチーム）で検討を進めてきた「神刈」（ラジコン草刈り機）などを想定しています。

(問4-1-8) レンタル会社の指定はあるのか。

(回答)

指定や義務はありませんが、必要機械が秩父地域で取扱がない場合などを除き、可能な範囲で秩父地域の会社の利用をお願いします。

(問4-1-9) 小型林業機械をレンタルする場合に、レンタル会社から遠方にある支店から持ってこなければならぬと言われ、その運搬費がレンタルするためには必要となると言われた。

支店からの運搬費は、補助対象となるのか。

(回答)

補助対象経費はレンタル料、機械運搬費(レンタル開始時及び終了時に限る)、補償料としています。

支店からの運搬費は、申請者の自己都合による費用ではなく、レンタルに付随する費用であり、レンタル料に含まれると考えます。

(問4-1-10) 木材の運搬用にトラック(積載容量2トン以下)をレンタルする場合に、荷崩れ防止用の支柱等の資材を併せてレンタルすることは可能か。

(回答)

トラックのレンタルと一体としてレンタルする場合は、補助対象と考えます。ただし、荷崩れ防止用の支柱等を単独でレンタルすることは、補助対象とはしていません。

## (2) 補助対象者(交付要綱第3条関係)

(問4-2-1) 補助対象が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林家、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も対象となります。

※自伐林家：主に自分の持山で、伐採から搬出、出荷まで自力で行う林家

※自伐型林業者：適正規模の山林を確保し、毎年間伐生産等を実施しながら、長期的に経営を安定させる林業。

## (3) 交付申請関係(交付要綱第5条関係)

(問4-3-1) 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、可能な限り秩父地域の店舗でレンタルしていただくようお願いいたします。

(問4-3-2) 小型林業機械支援事業で交付決定を受けた小型林業機械(リース、レンタル)を森林整備事業(当該補助事業)で使用することに制限はあるのか。

(回答)

制限は設けておりません。

森林整備事業は、面積当たりの定額補助であり、実行経費による確認及び調整は行っておりません。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問4-4-1) 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

① レンタル

契約書、領収証の写し。その他レンタルした機械、期間、金額等の内訳がわかるもの、支払いの事実がわかるものの添付をお願いします。

② リース

領収証、契約書の写し。稼働実績のわかるもの。リースした機械、期間、金額等の内訳がわかるもの。

(5) 概算払関係 (交付要綱第10条関係)

(問4-5-1) 小型林業機械をレンタルする場合、レンタル料の支払い方法によって、事業期間内に支払いが発生し、森林整備を進めるうえで、大きな負担となる。概算払いを利用したいが、どのようにしたらよいか。

(回答)

小型林業機械をレンタルした場合で、事業期間が長期にわたる場合、交付決定から1箇月経過後に、支出したレンタル料について領収書等により支出した額が確認できる金額を、概算払いにより請求することができます。

様式10号の概算払請求書で、支払いが確認できる領収書等の写しを添付するとともに、申請の際の記載した事業実施予定地に小型林業機械が搬入されたことを確認できる写真を添付して、請求してください。

ただし、レンタル契約の際に支出した補償金等は、補助の対象とはならないので注意してください。

(問4-5-2) 小型林業機械をリースする場合、概算払いを利用したいが、どのようにしたらよいか。

(回答)

リースの場合、稼働日数が当該月の半数(日曜祭日に係る日数を除く。)を超えて稼働した月数を基礎として月割りによって計算するため、この条件を満たし、支出が確認できる場合に、概算払いの対象となる。

様式10号の概算払請求書で、支払いが確認できる領収書等の写しを添付するとともに、申請の際の記載した事業実施予定地に小型林業機械が搬入されたことを確認できる写真を添付して、請求してください。

## 5. 小型林業機械購入支援事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条別紙1関係)

(問5-1-1) 対象となる林業機械は何か。

(回答)

下記の機械が対象となります。トラックを除き、小型林業機械支援事業と同じです。

| 林業機械名   | 仕様   |
|---------|--|
| バックホウ   | バケット容量0.25立法メートル級(旧JIS規格)以下  |
| 林内作業車   | 積載容量2トン以下  |
| フォワーダ   | 積載容量4.0トン以下  |
| アタッチメント | グラップル、グラップルバケット、ブレーカー。アタッチメントのみとし、ベースマシンはバケット容量0.25立法メートル級(旧JIS規格)以下 |
| その他     | 会長が適当と認めたもの  |

(問5-1-2) 中古の小型林業機械も対象となるのか。

(回答)

排除するものではありません。

中古に限らず、契約書を作成し、売買関係の明確化をお願いいたします。

(問5-1-3) 購入先に制限はあるのか。

(回答)

原則、当該機械を業として販売している事業者から購入してください。

(問5-1-4) 購入した小型林業機械を森林整備以外に使用してよいか。

(回答)

森林整備以外に使用することを、禁止することはありません。

しかし、主伐や森林整備などの施業の効率化を図ることを目的に、導入した補助事業です。主伐や森林整備などの施業の効率化に使用してください。

そのため、補助金の交付を受けた年度及び翌年度から3年度が経過するまでの期間、当該年度の翌年度の4月30日までに森林作業道の開設や森林整備の実施などの施業における使用状況の報告を提出していただきます。

(問5-1-5) 補助対象となる経費は何か。

(回答)

購入に要する費用になります。具体的には本体価格及び回送費となります。

(2) 補助対象者(交付要綱第3条関係)

(問4-2-1) 補助対象が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林家、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も対象となります。

※自伐林家：主に自分の持山で、伐採から搬出、出荷まで自力で行う林家

※自伐型林業者：適正規模の山林を確保し、毎年間伐生産しながら、長期的に経営を安定させ

る林業。

(3) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問5-3-1) 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書及び機械の仕様がわかるものの添付をお願いします。なお義務ではないですが、可能な限り秩父地域で購入いただくようお願いいたします。

(問5-3-2) 小型林業機械支援事業で購入した小型林業機械を森林整備事業(当該補助事業)で使用することに制限はあるのか。

(回答)

制限は設けておりません。

森林整備事業は、面積当たりの定額補助であり、実行経費による確認及び調整は行っておりません。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問5-4-1) 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

契約書、領収書の写し、購入機械の仕様がわかるもの、写真の添付をお願いします。

(5) 使用状況の報告 (交付要綱第12条関係)

(問5-5-1) 補助金受領後にも協議会への手続きがあるのか。

(回答)

補助金の交付を受けた年度及び翌年度から3年度が経過するまでの期間は、当該年度の翌年度の4月30日までに使用状況報告書(様式第11号)の提出が必要です。

(問5-5-2) 使用状況報告書に添付する書類は何か。

(回答)

使用箇所の位置図、使用状況のわかる写真を添付してください。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。